

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算の翌日が休日には、その翌日)

告

示

鳥取県告示第四百六十九号

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業淀江地区農業用用排水）の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害の関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（漁港課）
県道の区域の変更（道路課）
県道の供用の開始（〃）
都市計画の変更予定（二件）（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）
政治団体の設立の届出

公募型指名競争入札の実施（農政課）
公募型指名競争入札の実施（管理課）
獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇公 告

告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第四百七十号

淀江町が行う土地改良事業（農業經營基盤強化支援対策事業小波地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害の関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成八年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 平方キロメートル
鳥取市及び船木の各一部	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、広岡	平成九年三月三十一日まで	〇・一九	

倉吉市	福部村	福家町	船岡町	八東町	智頭町	東郷町	三朝町	関金町
倉吉市大立、立見及び上大立の各一部	岩美郡福部村大字岩戸、大字細川、大字箭渓及び大字八重原の各一部	八頭郡郡家町大字西御門、大字久能寺、大字池田、大字万代寺、大字石田百井、大字土師百井、大字米岡及び大字国中の各一部	八頭郡船岡町大字船岡、大字坂田、大字殿及び大字水口の各一部	八頭郡八東町大字富枝、大字志谷、大字南、大字島、大字北山及び大字妻鹿野の各一部	八頭郡智頭町大字波多、大字口波多、大字宇波、大字口宇波、大字新見、大字惣地及び大字中田の各一部	東伯郡東郷町大字長江及び大字門田の各一部	東伯郡三朝町大字本泉、大字森、大字大瀬、大字横手及び大字福本の各一部	東伯郡関金町大字関金宿、大字郡家、大字山口及び大字安歩の各一部
一・六八	一・五五	一・五五	一・五五	一・三一	八・一四	八・一四	八・一四	一・四二
二・五九	二・五九	二・五九	二・五九	〇・八七	〇・八七	〇・八七	〇・八七	一・四一

溝口町	中山町	大山町	淀江町	岸本町	赤崎町	東伯町	北条町
日野郡溝口町莊の一部	西伯郡中山町石井垣、赤坂、下甲部	西伯郡大山町保田、安原、平田、上万、妻木、稻光及び末吉の各一部	西伯郡淀江町大字稻吉、大字高井谷、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江及び大字今津の各一部	西伯郡岸本町丸山、須村及び大原の各一部	東伯郡赤崎町大字笠津、大字湯坂、大字光及び大字梅田の各一部	東伯郡東伯町大字鉋、大字美好、大字下大江、大字三保、大字浦安、大字上伊勢、大字下伊勢、大字徳万、大字保、大字丸尾、大字逢束及び大字八橋の各一部	東伯郡北条町江北及び土下の各一部
○・五〇	一・七九	一・一〇	二・九六	二・二五	三・四八	一・一四	二・九五
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	二・九七

鳥取県告示第四百七十二号

赤崎町大字尾張一七三一三尾張地区入会林野整備組合代表者石賀昭一から申請のあつた尾張地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成八年六月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市瀬谷字大平三〇七、字瀧ノ谷三〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成8年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山九七八の三・字山田林九八〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十六号	
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第二項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。	備え置いて縦覧に供する。)
平成8年七月五日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
258	上原 和彦	八頭郡河原町大字北村一九九	種穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	上原和彦苗畠	八頭郡河原町大字北村

鳥取県告示第四百七十五号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成8年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山九七八の三・字山田林九八〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 林道用地とするため

5 平成8年7月5日 金曜日

鳥取県告示第四百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立ての免許の年月日及び番号

鳥取市東町一丁目二三〇

平成六年十月三十一日 鳥取県指令受漁港第六十一号

三 しゅん功認可の年月日

平成八年六月二十八日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡氣高町大字酒津字村西ノ切七〇五一六三及び七〇五一六〇の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から36の地点までを順次に直線で結んだ線及び36の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三分二〇秒、東経一三四度〇五分二七秒）から二五六度四一分四五秒、一五二・〇九メートルの地点

点

2の地点	1の地点から三三二度四七分一二秒、四・〇一メートルの地点
3の地点	2の地点から二五五度〇三分五三秒、一四〇・〇メートルの地点
4の地点	3の地点から一九三度二四分五〇秒、四八・四九メートルの地点
5の地点	4の地点から一二六度二三分一秒、四・八九メートルの地点
6の地点	5の地点から一二九度五二分五三秒、二・六二メートルの地点
7の地点	6の地点から一八度二分四〇秒、三・六七メートルの地点
8の地点	7の地点から一五四度〇六分〇六秒、三・三六メートルの地点
9の地点	8の地点から一九四度一九分一九秒、三・四一メートルの地点
10の地点	9の地点から一四七度五三分三秒、三・七五メートルの地点
11の地点	10の地点から三二八度三七分三〇秒、三・九九メートルの地点
12の地点	11の地点から二七八度一〇分三五秒、三・八六メートルの地点
13の地点	12の地点から一九〇度二六分〇四秒、二・八一メートルの地点
14の地点	13の地点から一九四度五九分五八秒、三・九五メートルの地点
15の地点	14の地点から一七二度〇分四三秒、〇・八六メートルの地点
16の地点	15の地点から二二二度〇分四五秒、一・二〇メートルの地点
17の地点	16の地点から一九一度四二分一八秒、五・三三メートルの地点
18の地点	17の地点から一三九度〇五分一秒、四・四八メートルの地点
19の地点	18の地点から二〇六度二五分四七秒、四・二七メートルの地点
20の地点	19の地点から一五度〇六分四〇秒、三・八〇メートルの地点
21の地点	20の地点から二八度三六分〇三秒、三・三四メートルの地点
22の地点	21の地点から七九度二三分二九秒、三・三〇メートルの地点
23の地点	22の地点から九〇度一六分五一秒、三・〇六メートルの地点
24の地点	23の地点から一五八度一八分四八秒、二・〇四メートルの地点
25の地点	24の地点から一八三度三九分〇七秒、八・〇七メートルの地点
26の地点	25の地点から一〇七度〇二分五三秒、三七・五三メートルの地点
27の地点	26の地点から二一度四九分四二秒、一・一八メートルの地点
28の地点	27の地点から三一度五〇分二七秒、三・一〇メートルの地点

路線名	区間	変更前後別
岩美八東線		
岩美郡岩美町大字岩常字上三ツ江三五四地先から	鳥取県知事 西 尾 邑 次	四・七一九・〇
		一二二〇七・〇

平成八年七月五日

鳥取県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年七月五日

路線名	区間	供用開始の期日
岩美八東線		
岩美郡岩美町大字岩常字上三ツ江三五四地先から同町大字池谷字加伊志五一四一一地先まで	鳥取県知事 西 尾 邑 次	平成八年七月五日

平成八年七月五日

鳥取県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年七月五日

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
院内馬場線				
	岩美郡岩美町大字院内字猪懸四三六一三地先から同大字字前田二九〇一一地先まで	前田二九〇一地先から同地先まで	八・〇八・五	一〇・〇
			五・〇一三・五	二九三・〇

同町大字池谷字加伊志五一四一一地先まで	変更後
一〇・五一四七・〇	二〇六〇・〇

院内馬場線 岩美郡岩美町大字院内字猪懸四三六一三地先から同
大字字前田二九〇一地先まで

平成八年七月五日

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年七月五日から同月十九日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、平成八年七月十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・三号西品治田園線、三・三・四号停車場布勢線、三・四・

二号末広古海線、三・四・四号上町松並線、三・四・八号宮下十六本松線、三・五・

三号堀越覚寺線及び三・六・五号古海晚稻線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・三号西品治田園線

変更する部分
鳥取市西品治字土手外ノ一、字土手下ノ一及び字猿尾間ノ二

2 三・三・四号停車場布勢線

変更する部分
鳥取市古市字行徳廻土手ノ下及び幸町

3 三・四・二号末広古海線 変更する部分

鳥取市行徳一丁目、行徳二丁目、古市字木戸ノ外、字行徳廻土手ノ下及び字下新田並びに古海字下村土居下及び字上鷹津

4 三・四・四号上町松並線 変更する部分

鳥取市上町、中町、大榎町及び御弓町

5 三・四・八号宮下十六本松線 変更する部分

鳥取市天神町、幸町、行徳一丁目、行徳二丁目、古市字外新田、字木戸ノ外、字御柵之内、字行徳廻土手ノ下、字南八ツ口、字田之向、字島田、字上寺屋敷及び字塚之本、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ一、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ一、安長字埋立地及び字河原外並びに秋里

6 三・五・三号堀越覚寺線 変更する部分

鳥取市安長字埋立地及び字河原外、秋里、田島字土手外ノ一、松並町一丁目並びに松並町二丁目

7 三・六・五号古海晚稻線 変更する部分

鳥取市古海字上鷹津

鳥取県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年七月五日から同月十九日まで東郷町役場（東伯郡東郷

町龍島五〇〇) 及び羽合町役場(東伯郡羽合町久留一九一)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年七月十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

東伯郡東郷町大字引地舞鶴及び字寺前

変更する部分

鳥取県告示第四百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月二十七日 鳥取県指令都計二一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字麻生字用ヶ瀬田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町長 木村 肇

選挙管理委員会告示

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月十二日 鳥取県指令都計二一一第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

株式会社海南開発
代表取締役 森岡 大之郎

鳥取県告示第四百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

政治団体の名称		鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号		政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。	
代表者の氏名	会計責任者の氏名	所 在 地	主たる事務所の所在地	届 出 日	その他の政 治団体
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	三橋英雄	鳥取市川端五丁目	平成八年六月七日	平成八年年月日	
連盟鳥取県支部	竹内哲正	二二一			
自由民主党米子市五千石支部	谷口俊男	藤原繁義	新		
代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	異動事項		
生田隆志	四二一一	米子市諏訪二一	山脇敏正	旧	
内藤 良	〇一	米子市福市七	奥山善雄		
ク	七日	平成八年五月二十	平成八年五月十七	届出年月日	
ク	ク	ク	部 政黨の支	備 考	

					山脇敏正後援会			
					会計責任者の 氏名			
					井上幸喜			
					岩城正美			
					平成八年五月二十 二日			
					その他の政 治団体			

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	三橋英雄	竹内哲正	鳥取市川端五丁目	平成八年六月六日	その他の政 治団体
藤尾信之後援会	門永朝重	森脇牧夫	境港市昭和町二二一	平成八年六月十日	
足立寿一後援会	越河繁明	藤井正三	米子市紺屋町四四	平成八年六月十二日	
足立桂子					
澤清士後援会	足立紀子				
中村和夫後援会	米村 優				
渡部 晋	澤 浩彰				
福田博幸	岩美郡岩美町大字				
米子市旗ヶ崎一丁	大谷五九四一 一				
日 平成八年六月二十	日 平成八年六月十九	日 平成八年六月十二	日 平成八年六月十日		
目八一二七	三二				

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の收支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次とおり公表する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

◎その他の政治団体		
期間 平成6年1月1日～同年12月31日	合 計	40,000円
政治団体の名称 藤尾信之後援会	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	40,000円)
報告年月日 平成8年6月5日		
(平成8年4月30日解散)		
収入・支出の総額		
1 収入総額	19,000円	政治団体の名称 全日本不動産政治連盟
(1) 前年繰越額	19,000円	鳥取県支部
(2) 本年収入額	0円	報告年月日 平成8年6月6日
2 支出総額	0円	(平成8年5月31日解散)
収入・支出の内訳		
1 収入総額	631,736円	イ 本年収入額 200,000円
ア 前年繰越額	530,576円	(2) 支出総額 204,000円
イ 本年収入額	101,160円	[寄附の内訳]
(2) 支出総額	142,655円	個人からの寄附
報告年月日 平成8年6月6日		
(平成8年5月31日解散)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	284,261円	個人の負担する党費又は会費
ア 前年繰越額	188,261円	寄附・交付金 200,000円
イ 本年収入額	96,000円	(2) 支出の内訳
(2) 支出総額	40,000円	藤尾信之 (金額) 米子市
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費		個人からの寄附 (内訳別掲)
合 計	345,000円	(1) 収入の内訳
(2) 支出の内訳		
政治活動費		イ 本年収入額 200,000円
寄附・交付金	282,000円	(2) 支出の内訳
合 計	282,000円	個人からの寄附 (内訳別掲)
個人の負担する党費又は会費		
合 計	282,000円	イ 本年収入額 200,000円
(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出		
合 計	282,000円	[寄附の内訳]
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳	10万円未満の収入	個人の負担する党費又は会費
合 計	1,160円	寄附・交付金 200,000円
(2) 支出の内訳	合 計	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
個人の負担する党費又は会費		
(28人)	96,000円	政治活動費 204,000円
合 計	96,000円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
(2) 支出の内訳	合 計	政治活動費 204,000円
政治活動費	142,655円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
合 計	142,655円	政治活動費 204,000円
(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	0円)	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
政治活動費	142,655円	政治活動費 204,000円
合 計	142,655円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
(1) 収入総額	219,000円	政治活動費 204,000円
ア 前年繰越額	19,000円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
報告年月日 平成8年6月12日		
(平成8年4月30日解散)		
2 収入・支出の内訳		
政治活動費	142,655円	政治活動費 204,000円
合 計	142,655円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
(1) 収入総額	219,000円	政治活動費 204,000円
ア 前年繰越額	19,000円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)
報告年月日 平成8年6月19日		
(平成8年6月19日解散)		

12 号6789

1 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	その他の収入	収入・支出の総額
2 支出総額	0円	(1) 収入総額	349,261円	1 収入総額
政治団体の名称 中村和夫後援会		ア 前年繰越額	307,261円	(1) 前年繰越額
報告年月日 平成 8 年 6 月 20 日		イ 本年収入額	42,000円	(2) 本年収入額
(平成 7 年 5 月 30 日解散)		(2) 支出総額	72,000円	2 支出総額
1 収入・支出の総額		2 収入・支出の内訳		
(1) 収入総額	319,520円	(1) 収入の内訳		
ア 前年繰越額	319,520円	個人の負担する党費又は会費	寄付・交付金	政治団体の名称 澤清士後援会
イ 本年収入額	0円	(4人)	42,000円	報告年月日 平成 8 年 6 月 19 日
(2) 支出総額	319,520円	合 計	42,000円	(平成 8 年 6 月 19 日解散)
2 支出の内訳		(2) 支出の内訳		
経常経費		政治活動費	78,517円	収入・支出の総額
人件費	50,000円	寄附・交付金	410,894円	1 収入総額
光熱水費	31,000円	合 計	489,411円	0円
備品・消耗品費	170,000円	(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	489,411円	2 支出総額
事務所費	68,520円	0円)	0円	0円
小 計	319,520円	2 支出総額	0円	0円
合 計	319,520円	2 支出総額	0円	0円
(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	72,000円)	2 支出総額	0円	0円
政治団体の名称 港英会		2 支出総額	0円	0円
報告年月日 平成 8 年 6 月 10 日		2 支出総額	0円	0円
(平成 8 年 5 月 31 日解散)		2 支出総額	0円	0円
1 収入・支出の総額		2 支出総額	0円	0円
(1) 収入総額	489,411円	2 支出総額	0円	0円
ア 前年繰越額	489,081円	2 支出総額	0円	0円
イ 本年収入額	330円	2 支出総額	0円	0円
(2) 支出総額	489,411円	2 支出総額	0円	0円
2 収入・支出の内訳		2 支出総額	0円	0円
(1) 収入の内訳		2 支出総額	0円	0円
鳥取県支部		2 支出総額	0円	0円
報告年月日 平成 8 年 6 月 6 日		2 支出総額	0円	0円
(平成 8 年 5 月 31 日解散)		2 支出総額	0円	0円

鳥取県選舉管理委員会報告書(第十七回)

政治団体の名称 港英会
 報告年月日 平成 8 年 6 月 10 日
 (平成 8 年 5 月 31 日解散)
 次のとおり資金管理制度(留保)第十九条第1項の規定によるものとし、
 本部又は支部に對して供与した
 交付金に係る支出

0円)

1 収入・支出の内訳

(1) 収入総額

489,411円

ア 前年繰越額

489,081円

イ 本年収入額

330円

(2) 支出総額

489,411円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

期間 平成 8 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日
 政治団体の名称 全日本不動産政治連盟

鳥取県支部

報告年月日 平成 8 年 6 月 6 日

(平成 8 年 5 月 31 日解散)

鳥取県選舉管理委員会報告書(第十七回)

監査官

資金管理団体の 名 称	異動事項	新 旧	届出年月日
川上義博後援会	主たる事務所 の所在地	東伯郡東伯町大字 八橋三七八	東伯郡東伯町大字 八橋一一一
親 団 会	会計責任者 氏名	岡本忠夫	金地獅美
米井悟資金管 理 團	主たる事務所 の所在地	八頭郡智頭町大字 三田二三七一	八頭郡智頭町大字 智頭四四〇

平成8年7月5日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第二百九十四号)第十九条第三項の規定に依り、ふるさと林道安蔵線開設工事の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 誠

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと林道安蔵線開設工事
- (2) 工事場所 鳥取市河内
- (3) 工事内容

ア 本工事は、幅員7.0メートルの2車線林道を新設する工事で、法面保護工事及び舗装工事を除く土木工事である。

イ 工事箇所の周辺は保安林であり土砂を逸散させないように注意して施工する必要がある。

ウ 工事箇所の一部に山腹崩壊地があり、施工方法等十分打ち合わせを行い施工計画書を作成する必要がある。

(4) 工事概要

資金管理団体の指 定の取消しの届出 をした者の氏名	指定を取消した団体			届 出 年 月 日
	公職の 種 類	名 称	主たる事務所の 所 在 地	
川上義博	鳥取県 議会議 員	川上義博後援会	東伯郡東伯町大 字八橋三七八	川上義博 平成八年六月十九 日

よう壁(補強土壁) A=1,050m² L=320m
防護施設(ガードレール) 580m

排水施設 700m

日曜金 日 5月7年8成平

(5) 工期 平成8年8月から平成9年3月まで	ア 交付期間 平成8年7月5日（金）から同月17日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
2 技術資料の提出を求める対象者	
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。	
(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。	
(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。	
(4) 平成8年7月5日（金）から同年8月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていること。	
(5) 平成3年度以降5年間に、道路工事で幅員5.0メートル以上、かつ、切土量10,000m ³ 以上の工事と補強土壁の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。	
(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。	
ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者	
イ 管理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業管理技術者資格者証の交付を受けている者	
(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。	
3 技術資料の作成及び提出	
技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。	
(1) 技術資料作成要領の交付	
ア 交付期間 平成8年7月5日（金）から同月17日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで	
イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係	
ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。	
エ 提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。	
4 その他	
(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。	
(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。	
(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。	
(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。	
(5) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。	

平成 8 年 7 月 5 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和 58 年 7 月 5 日

15

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。	
(1) 共同企業体に関する条件	
イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の 2 者による自主結成とする。	(1) 共同企業体に関する条件
ウ 構成員の出資比率は、10分の 3 以上であること。	イ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
エ 共同企業体の構成員に関する要件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項に規定する者は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。	イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。
カ 知事が定める平成 8 年度建設工事名競争入札参加資格のうち、鋼構造物工事に係るものを作ること。	エ 平成 8 年 7 月 5 日（金）から同年 8 月 20 日（火）までの間のいずれかの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。
メ 平面線形：直線から $R = 160m$ （終点側）	オ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 9 月 30 日までの間にあるものに限る。以下同じ。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。
架設工法：トラッククレーン工法（ペント工法）	ただし、共同企業体の代表者については、経営事項審査における鋼構造物工事の総合評点が1,500点以上であること。
橋面工：鉄筋コンクリート床版 一式	カ 道路橋における連続鋼箱桁橋上部工事の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を平成 3 年度以降に元請けとして完成させた施工実績があること。
舗装工 一式	
塗装工 一式	
高欄工 一式	
(5) 工期 平成 8 年 10 月から平成 10 年 3 月 20 日まで	
2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者	

平成8年7月5日 金曜日

鳥取縣公報

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。

ア) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一般土木施工管理技士の資格を有する者であること。

イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者証の交付を受けている者であること。

カ) 昭和61年度以降において、元請けとして同種工事を完成させた鋼橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。

支術資料等の作成及び提出

支術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その付は、次により希望者に直接配布するものとする。

支術資料作成要領の交付

交付期間

平成8年7月5日（金）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

交付場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係

支術資料等の提出

提出期間

平成8年7月5日（金）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

提出場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係

提出方法

技術資料等は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

平成8年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者の中次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

鳥取県公報

種別区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者	平成8年8月1日午後1時30分から午後4時30分まで	米子市東福原1丁目6-21 米子遊技業防犯組合会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住するもの
講習者	平成8年8月27日午後1時30分から午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県県庁議会棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住するもの

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

3時間

(2) 講習課目

- ア 猛銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猛銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑